6〔特別支援学校〕

受験区分	受験番号	氏　　名

〔注意事項〕

1　試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この試験は、コンピュータを利用して採点するため、解答用紙にていねいに鉛筆で記入してください。

3　解答用紙には解答記入欄以外に次の記入があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入し、マークしてください。

（1）受験区分・受験番号欄

受験区分・受験番号（数字）を受験票のとおりに記入し、さらにその下のマーク欄にマークしてください。正しくマークされていない場合には、採点できないことがあります。

（2）氏名欄、校種等・教科（科目）欄

氏名・フリガナ及び校種等・教科（科目）を記入してください。なお、校種等・教科（科目）については、受験票のとおりに記入してください。

4　試験時間は60分です。

5　解答は、解答用紙の解答記入欄にマークしてください。例えば、［1］と表示のある解答番号に対して③と解答する場合は、次の（例）のように解答番号［1］の解答記入欄の③にマークしてください。

（例）

解答番号	解答記入欄 1 － 20
［1］	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　解答用紙の解答記入欄は、全部で、［100］まで記入できるようになっていますが、〔特別支援学校〕試験の解答番号は１～42ですので、解答記入欄の［43］～［100］は絶対に記入しないでください。

7　どの問題も、解答番号一つにつき解答記入欄にマークできる答えは必ず一つです。二つ以上の番号にマークしたものは採点されません。

8　解答番号のマークを間違えたときは、消しゴムで完全に消してからマークしてください。

9　計算を要する問題は、問題用紙の余白を利用してください。解答用紙で計算しないでください。

10　問題の内容についての質問はできません。

正誤表

○ 特別支援学校　29ページ　〔29〕

29ページ〔29〕の問題を削除します。

マークシートの解答番号29について、解答記入欄にマークしないでください。

なお、解答番号30 ～ 42 について、解答記入欄への記入がずれないように正しくマークしてください。

kyosai-guild.jp

〔１〕　次の記述は、「学校教育法施行令（令和４年12月改正）」の第二十二条の三に規定する視覚障害者の障害の程度について示したものの一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。
解答番号は［1］。

［ア］の視力がおおむね［イ］未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、［ウ］の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

①　ア　両眼　　イ　〇・一　　ウ　拡大鏡等
②　ア　両眼　　イ　〇・二　　ウ　眼鏡等
③　ア　両眼　　イ　〇・三　　ウ　拡大鏡等
④　ア　片眼　　イ　〇・一　　ウ　眼鏡等
⑤　ア　片眼　　イ　〇・二　　ウ　拡大鏡等
⑥　ア　片眼　　イ　〇・三　　ウ　眼鏡等

kyosai-guild.jp

〔２〕　次の記述は、点字についての説明である。空欄［ア］～［オ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［２］。

・６点点字は、フランス人で自身も視覚障害者であった［ア］によって、1825年に考案された。
・点字は縦［イ］点、横［ウ］点の６つの点の組合せから構成されている。
・点字はすべて横書きで、読む場合は凸面を左から右へ読む。点字器で書く場合は凹面を［エ］から［オ］へ書く。

①	ア	ルイ・ブライユ	イ	2	ウ	3	エ 左	オ 右
②	ア	シャルル・バルビエ	イ	3	ウ	2	エ 右	オ 左
③	ア	ルイ・ブライユ	イ	3	ウ	2	エ 右	オ 左
④	ア	シャルル・バルビエ	イ	2	ウ	3	エ 左	オ 右

kyosai-guild.jp

〔３〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅰ　視覚障害　３　視覚障害の理解　（１）　視覚障害について」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。解答番号は［３］。

・［ア］と水晶体は透明で光線を屈折し，カメラのレンズの役割を果たす。

・［イ］はフィルムに相当し，［イ］にある視細胞のうち色や形を主として感じる錐体細胞は黄斑中心窩付近で，暗所で光を主として感じる杆体細胞は［イ］中間部で密に配列している。

・ピント合わせは，［ウ］やZinn小帯の働きで，水晶体の弾性により屈折力が変化して行われる。

・［エ］の働きで瞳孔径が大きくなったり小さくなったりするが，これはカメラの絞りに相当する。

①	ア	毛様体筋	イ	網膜	ウ	角膜	エ　虹彩
②	ア	毛様体筋	イ	虹彩	ウ	角膜	エ　網膜
③	ア	網膜	イ	角膜	ウ	虹彩	エ　毛様体筋
④	ア	網膜	イ	毛様体筋	ウ	虹彩	エ　角膜
⑤	ア	虹彩	イ	毛様体筋	ウ	網膜	エ　角膜
⑥	ア	虹彩	イ	角膜	ウ	網膜	エ　毛様体筋
⑦	ア	角膜	イ	虹彩	ウ	毛様体筋	エ　網膜
⑧	ア	角膜	イ	網膜	ウ	毛様体筋	エ　虹彩

kyosai-guild.jp

〔４〕　次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第２章　各教科　第１節　小学部　第１款　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校　１　視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［　４　］。

児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して，具体的な事物・事象や［　ア　］と言葉とを結び付けて，的確な［　イ　］の形成を図り，言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

児童の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し，習熟させること。なお，点字を常用して学習する児童に対しても，［　ウ　］の理解を促すため，児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

①　ア　動作　　イ　概念　　ウ　ひらがな・カタカナ
②　ア　動作　　イ　概念　　ウ　漢字・漢語
③　ア　動作　　イ　キャリア　　ウ　ひらがな・カタカナ
④　ア　イメージ　　イ　概念　　ウ　漢字・漢語
⑤　ア　イメージ　　イ　キャリア　　ウ　ひらがな・カタカナ
⑥　ア　イメージ　　イ　キャリア　　ウ　漢字・漢語

kyosai-guild.jp

〔５〕　次の表は、「身体障害者福祉法施行規則（令和６年１月改正）別表第五号（第五条関係）身体障害者障害程度等級表」のうち、聴覚障害に関する内容の一部を示したものである。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［５］。

級別	聴覚障害
［ア］	両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの（両耳全ろう）
三級	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
四級	1　両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が［イ］以下のもの
六級	1　両耳の聴力レベルが［ウ］以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2　一側耳の聴力レベルが［エ］以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

①　ア　一級　　イ　五〇パーセント　　ウ　六〇デシベル　　エ　七〇デシベル
②　ア　二級　　イ　五〇パーセント　　ウ　七〇デシベル　　エ　九〇デシベル
③　ア　二級　　イ　六〇パーセント　　ウ　七〇デシベル　　エ　七〇デシベル
④　ア　一級　　イ　六〇パーセント　　ウ　六〇デシベル　　エ　九〇デシベル

kyosaiguild.jp

〔６〕　盲ろう者（視覚聴覚二重障害者）に関する記述として最も適切なものを、次の①～④のうちから１つ選びなさい。解答番号は［ ６ ］。

① 盲ろう者とは、視力、聴力ともに全く失った人のことのみをいう。

② 盲ろう者が使う触覚的なコミュニケーション方法の一つとして「指点字」がある。

③ 盲ろう（視覚聴覚二重障害）の原因は様々あるが、主な原因となる疾患の代表的なものとして、ペルテス病がある。

④ 触手話とは、盲ろう者の両手の人差し指から薬指までの計６本にタッチすることで言葉を伝える方法である。

kyosai-guild.jp

〔７〕　次の記述は、「神奈川県手話言語条例（令和５年３月改正）」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまる組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［７］。

第３条　手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する［ア］であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として［イ］必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

２　手話の普及等は、手話の使用を必要とする者の［ウ］に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。

①　ア　文化的所産　　イ　将来にわたって受け継ぐべき　　ウ　手話の習得及び使用
②　ア　少数言語　　イ　学校教育で習得すべき　　ウ　意思疎通支援の利用
③　ア　文化的所産　　イ　学校教育で習得すべき　　ウ　意思疎通支援の利用
④　ア　少数言語　　イ　将来にわたって受け継ぐべき　　ウ　手話の習得及び使用

kyosai-guild.jp

〔８〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅱ　聴覚障害　１　聴覚障害のある子供の教育的ニーズ　（２）　教育的ニーズを整理するための観点」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。
解答番号は［８］。

聴覚障害のある子供は，周囲の物や出来事など視覚を活用して把握したり，相手の表情や動作を手掛かりに話を理解したりしていることが多いため，遊具を用いた遊びや物のやり取りができるプレイルームのような所で観察することが望ましい。この場合，遊びの中で音や音声に対する反応や言葉の理解と表出，［ア］などの側面を観察する必要がある。

補聴器や人工内耳等の装用習慣，補聴援助機器の活用，音や音声の聴取や理解などについて把握する。その際，音は聞こえるが言葉の聴取が苦手であるなど［イ］に困難が見られる場合や，音は聞こえるがひとまとまりの言葉（単語）がいくつの音のかたまりに分かれていて，どの音がどの順に並んでいるのかを理解する［ウ］に困難が見られる場合があるため，留意することが大切である。

言葉による事柄の理解や表出，コミュニケーションの方法（音声，読話，キュード・スピーチ，手話，指文字など）や補助手段としての身振り，絵カードなどの必要性について把握する。また，家族が手話を使用している場合もあるため，家庭での［エ］の状態についても把握しておく必要がある。

①	ア　人との関わり	イ　聴覚情報処理	ウ　音韻認識	エ　意思の疎通
②	ア　人との関わり	イ　音韻認識	ウ　聴覚情報処理	エ　聴覚活用
③	ア　粗大・微細運動	イ　音韻認識	ウ　聴覚情報処理	エ　意思の疎通
④	ア　粗大・微細運動	イ　聴覚情報処理	ウ　音韻認識	エ　聴覚活用

kyosai-guild.jp

〔９〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅲ　知的障害　１　知的障害のある子供の教育的ニーズ（２）　教育的ニーズを整理するための観点　①　知的障害の状態等の把握」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［　９　］。

知的障害のある子供は，知的機能の発達の遅れから，他者との意思疎通が困難であり，日常生活を送るのに頻繁に支援を必要とする。そこで，適切な支援を行うために，他者とのやり取りを通して，有効なコミュニケーションの手段や働きかけに対する理解の状況について見取ったり，着替え，摂食，排せつなどの［　ア　］の状況を把握したりすることが必要である。その際，［　イ　］と遊んだり，一緒に行動したりすることができるかどうかということや，その［　ウ　］において標準的に要求される身辺処理の能力の状況などが基準となる。

①　ア　ＡＤＬ（日常生活動作）　イ　同年齢の友達　ウ　年齢段階
②　ア　ＱＯＬ（生活の質）　イ　同年齢の友達　ウ　発達段階
③　ア　ＱＯＬ（生活の質）　イ　身近な大人　ウ　年齢段階
④　ア　ＡＤＬ（日常生活動作）　イ　身近な大人　ウ　発達段階

kyosai-guild.jp

〔10〕　次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第２章　各教科　第１節　小学部　第２款　知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校　第１　各教科の目標及び内容　〔国語〕　１　目標」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［10］。

(1)　［ア］に必要な国語について，その特質を理解し使うことができるようにする。
(2)　［ア］における人との関わりの中で［イ］力を身に付け，思考力や想像力を養う。
(3)　言葉で［イ］よさを感じるとともに，［ウ］，国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

①　ア　日常生活　　イ　表現する　　ウ　言語文化に触れ
②　ア　日常生活や社会生活　　イ　伝え合う　　ウ　言語文化に触れ
③　ア　日常生活　　イ　伝え合う　　ウ　言語感覚を養い
④　ア　日常生活や社会生活　　イ　表現する　　ウ　言語感覚を養い

kyosai-guild.jp

〔11〕　次の記述は、「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）（平成30年３月）」に示された「第４章　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科　第２節　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について　１　知的障害のある児童生徒の学習上の特性等」の一部である。下線（ア）～（エ）の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は 11 。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては，学習によって得た知識や技能が（ア）断片的になりやすく，（イ）実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。そのため，（ウ）突発的な生活場面を想定し，繰り返して学習することにより，必要な知識や技能等を身に付けられるようにする（エ）規則的，相互的な指導が重要となる。児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は，着実に実行されることが多い。

① （ア）－正　（イ）－正　（ウ）－正　（エ）－誤
② （ア）－正　（イ）－誤　（ウ）－正　（エ）－正
③ （ア）－正　（イ）－正　（ウ）－誤　（エ）－誤
④ （ア）－誤　（イ）－誤　（ウ）－正　（エ）－正
⑤ （ア）－誤　（イ）－正　（ウ）－誤　（エ）－誤
⑥ （ア）－誤　（イ）－誤　（ウ）－誤　（エ）－正

kyosai-guild.jp

〔12〕　次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第１章　総則　第３節　教育課程の編成　３　教育課程の編成における共通的事項（３）　指導計画の作成等に当たっての配慮事項」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［12］。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において，学年の内容を［ア］まとめて示した教科及び外国語活動については，当該学年間を見通して，児童や学校，地域の実態に応じ，児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しつつ，効果的，段階的に指導するようにすること。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の一部又は全部を［イ］指導を行う場合，各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。また，各教科等の内容の一部又は全部を［イ］指導を行う場合には，授業時数を適切に定めること。

児童又は生徒が，基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め，学習内容を確実に身に付けることができるよう，それぞれの児童又は生徒に作成した［ウ］や学校の実態に応じて，指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。

①　ア　３学年　　イ　段階的に　　ウ　個別の指導計画
②　ア　３学年　　イ　合わせて　　ウ　弾力的な時間割
③　ア　２学年　　イ　段階的に　　ウ　弾力的な時間割
④　ア　２学年　　イ　合わせて　　ウ　個別の指導計画

kyosai-guild.jp

〔13〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由　３　肢体不自由の理解　（１）　医学的側面からみた肢体不自由」の一部である。そこに示された内容として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［13］。

① 医学的には，発生原因のいかんを問わず，四肢体幹に一時的な障害があるものを，肢体不自由という。

② 先天性のものと，生後，事故などによる四肢切断等がある。また，関節や脊柱が硬くなって拘縮や脱臼・変形を生じているものがある。

③ 末梢神経の損傷による脳性まひを主とした脳原性疾患が多く見られる。この場合，肢体不自由の他に，知能の発達の遅れやてんかん，言語障害など，種々の随伴障害を伴うことがある。

④ 脊髄疾患として，二分脊椎等がある。二分脊椎は，主として両上肢と体幹の運動と知覚の障害，直腸・膀胱（ぼうこう）の障害が見られ，しばしば水頭症を伴う。

kyosai-guild.jp

〔14〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅳ　肢体不自由　１　肢体不自由のある子供の教育的ニーズ」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［14］。

障害が重度で重複している場合，視覚，聴覚，触覚と併せて，姿勢の変化や筋，関節の動きなどを感じ取る［ア］や，重力や動きの加速度を感じ取る［イ］を活用できるように，適切な内容を選択し，丁寧に指導する必要がある。その際，それらを個々の感覚ごとに捉えるだけでなく，［ウ］捉え，保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫することが大切である。

①　ア　固有覚　　イ　前庭覚　　ウ　相互に関連付けて
②　ア　前庭覚　　イ　固有覚　　ウ　様々な視点で
③　ア　固有覚　　イ　前庭覚　　ウ　様々な視点で
④　ア　前庭覚　　イ　固有覚　　ウ　相互に関連付けて

kyosai-guild.jp

〔15〕　次の記述は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年６月）」第一条の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［15］。

第一条　この法律は、［ア］に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、［イ］等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の［ウ］に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

① ア　医療技術の進歩　イ　都道府県知事　ウ　心身の安定
② ア　福祉制度の充実　イ　都道府県知事　ウ　離職の防止
③ ア　医療技術の進歩　イ　国、地方公共団体　ウ　離職の防止
④ ア　福祉制度の充実　イ　国、地方公共団体　ウ　心身の安定

kyosai-guild.jp

〔16〕　次の記述は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）　別添　（文部科学省　平成31年３月20日）」の一部である。文中の下線部に該当する行為として**適切ではないもの**を、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［16］。

平成24年４月からは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになった。

① 気管カニューレ内の喀痰吸引
② エピペン® 注射
③ 鼻からの経管栄養
④ 胃ろう・腸ろうによる経管栄養

kyosai-guild.jp

〔17〕　次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第７章　自立活動　第２　内容　５　身体の動き」の一部である。
空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［17］。

(1)　姿勢と運動・動作の［ア］技能に関すること。
(2)　姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
(3)　［イ］に必要な基本動作に関すること。
(4)　身体の［ウ］に関すること。
(5)　［エ］に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

①　ア　基本的　　イ　学校生活　　ウ　移動能力　　エ　生活
②　ア　精密な　　イ　日常生活　　ウ　調整能力　　エ　作業
③　ア　基本的　　イ　日常生活　　ウ　移動能力　　エ　作業
④　ア　精密な　　イ　学校生活　　ウ　調整能力　　エ　生活

kyosai-guild.jp

〔18〕　病弱教育に関連する記述として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 18 。

① 近年は、特別支援学校（病弱）に在籍する、うつ病や適応障害等の精神疾患の子供の中には、自閉症等の発達障害を併せ有する者、いじめや虐待を受けた経験のある者、不登校を経験した者等が多くなってきている。

② 昭和35年に虚弱児のための寄宿舎を持つ私立学校として、「白十字会林間学校」が設立された。

③ 特別支援学校（病弱）では、気管支喘息等の慢性呼吸器疾患の子どもの在籍率が増えており、平成25年では、病類別において在籍者数が最も多くなっている。

④ 特別支援学校（病弱）の対象となる障害の程度は、学校教育法施行令第二十二条の三に示されており、風邪のような一時的に医療が必要となる程度のものについては対象とはならず、入院していることが条件となる。

kyosai-guild.jp

〔19〕　次の記述は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（文部科学省　平成25年10月４日）」の一部である。特別支援学級（病弱者及び身体虚弱者）の対象となる障害の程度について、空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［19］。

一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は［ア］に［イ］又は生活の［ウ］を必要とする程度のもの

二　身体虚弱の状態が持続的に生活の［ウ］を必要とする程度のもの

①　ア　継続的　　イ　医療　　ウ　規制
②　ア　継続的　　イ　学習　　ウ　管理
③　ア　間欠的　　イ　学習　　ウ　規制
④　ア　間欠的　　イ　医療　　ウ　管理

kyosai-guild.jp

〔20〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅴ　病弱・身体虚弱　３　病弱・身体虚弱の理解　（２）病弱教育の対象となる病気等　③　気管支喘息（ぜんそく）」の一部である。そこに示された内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 20 。

① 長期管理薬（気道の炎症を抑え，発作を起こさないように予防する薬）を毎日定期的に使用する。吸入ステロイド薬や抗アレルギー薬が中心で，発作がなくなっても継続する必要がある。

② 運動誘発喘息がある場合には準備運動を十分に行うとともに，運動前に予防薬を用いるのも有効な方法の一つである。

③ 発作が起きた場合には，まず安静にしてコップ１杯程度の水を飲みながら，ゆっくりと大きく呼吸（腹式呼吸）をするように促す。

④ 治療薬の開発などにより健康な子供とほぼ同様に生活できるようになっているため，頻回の欠席や学習空白のための二次的な不登校への個別対応は必要なくなっている。

kyosai-guild.jp

〔21〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第３編　障害の状態等に応じた教育的対応　Ⅴ　病弱・身体虚弱　３　病弱・身体虚弱の理解　（２）病弱教育の対象となる病気等　⑧　てんかん　ア　緊急対応を要する発作」の一部である。そこに示された内容として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。
解答番号は 21 。

① 緊急対応を要する発作の多くは，手足の一側だけなど身体の一部だけの痙攣（けいれん）である。

② 発作中は呼吸がしにくくなるため，衣服を緩めて呼吸がしやすい体位を取らせる。また顔を上に向けるなどして，痰がのどに詰まらないようにする。

③ 口の中に食べ物が入っている場合は窒息することがあるため，口の中のものを出すことが必要な場合がある。しかし，歯をくいしばることがあるため，安易に指等を入れてかき出さないこと。口の中の食べ物が出やすいような体位をとるようにするなどの対応が必要である。

④ 歯を食いしばることにより，口の中に入れた物を噛（か）みちぎったり，歯を折ったりすることがあるので，口の中には，タオル等のやわらかい物を入れるなどして，安全に配慮すること。

kyosai-guild.jp

〔22〕 次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第２章　各教科　第１節　小学部　第１款　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の一部である。「４　病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 22 。

① 個々の児童の学習状況や病気の状態，授業時数の制約等に応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに，指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり，各教科等相互の関連を図ったりして，効果的な学習活動が展開できるようにすること。

② 健康状態の維持や管理，改善に関する内容の指導に当たっては，自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために，道徳科及び特別活動における指導との密接な関連を保ち，指導時間を多く配当するなど臨機応変に指導すること。

③ 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては，児童の病気の状態や学習環境に応じて，間接体験や疑似体験，仮想体験等を取り入れるなど，指導方法を工夫し，効果的な学習活動が展開できるようにすること。

④ 児童の病気の状態等を考慮し，学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

kyosai-guild.jp

〔23〕 次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第１章　総則　第６節　学校運営上の留意事項」の一部である。
空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［23］。

１　教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等

(1)　各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，各学校の特色を生かした［ア］を行うよう努めるものとする。また，各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，［イ］が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，［ア］と関連付けしながら実施するよう留意するものとする。

(2)　教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，［ウ］，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

① ア　カリキュラム・マネジメント　　イ　実施，改善
　 ウ　食に関する指導の全体計画

② ア　タイム・マネジメント　　イ　実施，改善
　 ウ　社会教育計画

③ ア　タイム・マネジメント　　イ　基準設定
　 ウ　食に関する指導の全体計画

④ ア　カリキュラム・マネジメント　　イ　基準設定
　 ウ　社会教育計画

kyosai-guild.jp

〔24〕　次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第１章　総則　第３節　教育課程の編成　３　教育課程の編成における共通的事項」の一部である。そこに示された授業時数等の取扱いについての内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［24］。

① 小学部又は中学部の各教科等の総授業時数は，小学校又は中学校の各学年における総授業時数を参考に，大幅に少なくなることのないよう，学校の特色に合わせ，柔軟に定めるものとする。

② 小学部又は中学部の各教科等の授業は，年間35週（小学部第１学年については34週）以上にわたって行うよう計画し，週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。

③ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，適切に定めるものとする。

④ 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の１単位時間は，各学校において，各教科等の年間授業時数を確保しつつ，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

kyosai-guild.jp

〔25〕　次の記述は、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年２月告示）」に示された「第１章　総則　第２節　教育課程の編成　第１款　高等部における教育の基本と教育課程の役割」の一部である。自立活動の指導について、空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［25］。

学校における自立活動の指導は，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し，自立し社会参加する資質を養うため，自立活動の時間はもとより，［ア］を通じて適切に行うものとする。特に，自立活動の時間における指導は，各教科・科目，［イ］及び［ウ］（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，［イ］及び［ウ］。）と密接な関連を保ち，個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して，適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

① ア　学校の教育活動全体　イ　総合的な学習の時間　ウ　就業体験
② ア　外部機関との連携　イ　総合的な学習の時間　ウ　特別活動
③ ア　学校の教育活動全体　イ　総合的な探究の時間　ウ　特別活動
④ ア　外部機関との連携　イ　総合的な探究の時間　ウ　就業体験

kyosai-guild.jp

〔26〕　次の記述は、「『キャリア・パスポート』例示資料等について（文部科学省　平成31年3月29日）」に示された「『キャリア・パスポート』の様式例と指導上の留意事項　6　指導上の留意点と管理」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［26］。

「キャリア・パスポート」は，［ア］であることを踏まえ，日常の活動記録やワークシートなどの教材と同様に指導上の配慮を行うこと

▶　児童生徒個々の状況を踏まえ，本人の意思とは反する記録を強いたり，無理な［イ］に結び付けたりしないように配慮すること

▶　うまく［ウ］児童生徒への対応や学級（ホームルーム）・学年（学科）間格差解消等も日常の指導に準じること

▶　特別支援学級に在籍する児童生徒，通級による指導を受ける児童生徒等，特に特別な配慮を要する児童生徒については，個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた［エ］となるようにすること

▶　学習指導要領解説特別活動編にあるように「キャリア・パスポート」は自己評価，［ア］であり，そのまま学習評価とすることは適切でないこと

① ア　進路指導　イ　進路決定　ウ　話せない　エ　進路選択
② ア　学習活動　イ　対話　ウ　書けない　エ　記録や蓄積
③ ア　進路指導　イ　進路決定　ウ　書けない　エ　記録や蓄積
④ ア　学習活動　イ　対話　ウ　話せない　エ　進路選択

kyosai-guild.jp

〔27〕　次の記述は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中央教育審議会　令和３年１月26日）」の一部である。「第Ⅱ部　各論　４．新時代の特別支援教育の在り方について」の内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 27 ］。

① 多様な実態の子供の指導を行うため，特別支援学校の教師には，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して，これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や，学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。

② 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については，居住する地域との結び付きを強めたり，居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上でも有意義であり，その一層の普及を推進することが重要である。

③ 高等学校では，令和７（2025）年度から通級による指導が開始されるが，教師が発達障害等のある生徒の指導について十分な知識や経験が少ない等の課題がある。

④ 特別支援学校におけるキャリア教育では，学校で学ぶことと社会との接続を意識させ，一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み，キャリア発達を促すことが重要である。

kyosai-guild.jp

〔28〕　次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第１章　総則　第７節　道徳教育に関する配慮事項」の一部である。空欄［　ア　］～［　ウ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［　28　］。

２　小学部においては，児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。その際，各学年を通じて，［　ア　］，生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また，各学年段階においては，次の事項に留意すること。

(1)　第１学年及び第２学年においては，挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること，善悪を判断し，してはならないことをしないこと，社会生活上のきまりを守ること。

(2)　第３学年及び第４学年においては，善悪を判断し，正しいと判断したことを行うこと，［　イ　］こと，集団や社会のきまりを守ること。

(3)　第５学年及び第６学年においては，相手の考え方や立場を理解して支え合うこと，法やきまりの意義を理解して進んで守ること，集団生活の充実に努めること，［　ウ　］を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重すること。

①　ア　自立心や自律性　　イ　身近な人々と協力し助け合う　　ウ　伝統と文化
②　ア　自立心や自律性　　イ　規則正しい生活をする　　ウ　伝統と文化
③　ア　主体性や創造性　　イ　規則正しい生活をする　　ウ　人権や多様性
④　ア　主体性や創造性　　イ　身近な人々と協力し助け合う　　ウ　人権や多様性

kyosai-guild.jp

〔29〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第１編　障害のある子供の教育支援の基本的な考え方　１　障害のある子供の教育に求められること（２）就学に関する新しい支援の方向性」の一部である。そこに示された内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 29 。

① インクルーシブ教育システムの構築のためには，障害のある子供と障害のない子供が，可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。

② 対象となる子供の教育的ニーズを整理するには，三つの観点（１障害の状態等，２通常の学級に準じた指導内容，３教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。

③ 子供一人一人の自立と社会参加を見据えて，その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

④ 小中学校等における通常の学級，通級による指導，特別支援学級や，特別支援学校といった，連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。

kyosai-guild.jp

〔30〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第１編　障害のある子供の教育支援の基本的な考え方　３　今日的な障害の捉えと対応　（３）合理的配慮とその基礎となる環境整備　①　基礎的環境整備等」の一部である。

空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［30］。

障害者差別解消法第５条においては，「行政機関等及び事業者は，社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため，自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備，関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされており，合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について，行政機関及び事業者の努力義務とされている。

このような合理的配慮の基礎となる環境整備については，基礎的環境整備と呼ぶこととされている。基礎的環境整備は，［ア］の障害者が主な対象となるものであるが，その整備状況を基に，［イ］及び［ウ］が，各学校の状況に応じて，障害のある子供に対し，合理的配慮を提供することとなる。

① ア　不特定多数　イ　設置者　ウ　学校
② ア　特定　イ　保護者　ウ　行政
③ ア　不特定多数　イ　保護者　ウ　行政
④ ア　特定　イ　設置者　ウ　学校

kyosai-guild.jp

〔31〕 次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示）」に示された「第１章　総則　第６節　学校運営上の留意事項　２　家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［31］。

学校がその目的を達成するため，学校や地域の［ア］等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を［イ］の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，［ウ］における世代を越えた交流の機会を設けること。

① ア　環境　イ　社会や行政　ウ　地域
② ア　実態　イ　社会や行政　ウ　学校
③ ア　実態　イ　家庭や地域の人々　ウ　地域
④ ア　環境　イ　家庭や地域の人々　ウ　学校

kyosai-guild.jp

〔32〕　次の記述は、「交流及び共同学習ガイド（文部科学省　平成31年３月改訂）」に示された「第２章　交流及び共同学習の展開　３　指導計画の作成」の一部である。下線（ア）～（ウ）の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。
解答番号は 32 。

交流及び共同学習は、小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携して行うものや、小・中学校等において、当該学校が所在する地域に（ア）居住する特別支援学校の児童生徒等を受け入れて行うものなど様々な形態がありますが、授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、（イ）実施する学校の授業として位置付けられていることに十分留意する必要があります。

交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことができます。（ウ）実施する学校において、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

① （ア）－正　（イ）－正　（ウ）－誤
② （ア）－正　（イ）－誤　（ウ）－正
③ （ア）－誤　（イ）－誤　（ウ）－正
④ （ア）－誤　（イ）－正　（ウ）－誤

kyosai-guild.jp

〔33〕　次の記述は、日本版WISC－Ⅴ知能検査について述べたものである。

空欄［ア］～［ウ］に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［33］。

主要指標レベルには，「［ア］」「視空間」「流動性推理」「［イ］」「［ウ］」の５つの尺度がある。

① ア　文章理解　　イ　音韻ループ　　ウ　作業速度
② ア　言語理解　　イ　ワーキングメモリー　　ウ　処理速度
③ ア　文章理解　　イ　ワーキングメモリー　　ウ　作業速度
④ ア　言語理解　　イ　音韻ループ　　ウ　処理速度

kyosai-guild.jp

〔34〕　文章完成法（SCT）についての説明として最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 34 。

① 途中まで書かれている文章を提示し、その続きを思い浮かべて作文を完成させる。

② 最後まで書かれている文章を提示し、文の誤りを訂正して作文を完成させる。

③ 最後まで書かれている文章を提示し、更にその続きを思い浮かべ作文を完成させる。

④ 始まりと結末が書かれている文章を提示し、抜けている部分を選択肢から選んで作文を完成させる。

kyosai-guild.jp

〔35〕　次の記述は、各種検査について述べたものである。その内容の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 35 。

ア　日本版WISC－Ⅴ知能検査は、16の下位検査で構成されている。

イ　ロールシャッハテストは、投影法の一つに分類されている検査で、コッホ（Koch, K.）が考案したものである。

ウ　田中ビネー法は、ビネーの創案をターマンが再標準化した1937年版スタンフォード改定案が基礎となって開発されたものである。

エ　バウムテストは、10枚の図版を提示する手法で、自由反応段階で、被検者に図版に何が見えるかどのように見えるのかを問う。

① ア－正　イ－誤　ウ－正　エ－誤
② ア－誤　イ－正　ウ－正　エ－誤
③ ア－正　イ－正　ウ－誤　エ－正
④ ア－誤　イ－誤　ウ－誤　エ－正

kyosai-guild.jp

〔36〕　次の記述は、「障害のある子供の教育支援の手引（令和３年６月）」に示された「第２編　就学に関する事前の相談・支援，就学先決定，就学先変更のモデルプロセス　第６章　就学に関わる関係者に求められるもの～相談担当者の心構えと求められる専門性～　３　関係者に求められること」の一部である。空欄［　ア　］、［　イ　］に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［ 36 ］。

［　ア　］については，小中学校等の教員への支援機能，特別支援教育に関する相談・情報提供機能，障害のある子供への指導・支援機能，関係機関等との連絡・調整機能，小中学校等の教員に対する研修協力機能，障害のある子供への施設設備等の提供機能といった［　イ　］を有しており，その一層の充実を図るとともに，更なる専門性の向上に取り組む必要がある。

① ア　教育支援センター　　イ　インクルーシブ教育システム
② ア　特別支援学校　　イ　インクルーシブ教育システム
③ ア　教育支援センター　　イ　センター的機能
④ ア　特別支援学校　　イ　センター的機能

kyosai-guild.jp

〔37〕　次の記述は、「学校教育法（令和４年６月改正）」の条文の一部である。
空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［37］。

第三十四条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

②　前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる［ア］において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③　前項に規定する場合において、視覚障害、［イ］その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の［ウ］の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、［エ］において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

①　ア　教育課程の全部又は一部　　イ　発達障害
　　ウ　学習上の困難　　エ　教育課程の一部

②　ア　教育課程の全部又は一部　　イ　聴覚障害
　　ウ　学習上又は生活上の困難　　エ　教育課程の全部又は一部

③　ア　教育課程の一部　　イ　聴覚障害
　　ウ　学習上又は生活上の困難　　エ　教育課程の一部

④　ア　教育課程の一部　　イ　発達障害
　　ウ　学習上の困難　　エ　教育課程の全部又は一部

kyosai-gunma.jp

〔38〕　次の記述は、「学校教育法施行規則（令和５年12月改正）」の条文の一部である。空欄［ア］～［ウ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［38］。

第百二十六条　特別支援学校の小学部の教育課程は、［ア］、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、［イ］、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、［ウ］を加えて教育課程を編成することができる。

① ア　国語、社会、算数、理科、生活　　イ　生活、国語、算数
　 ウ　外国語活動

② ア　国語、社会、算数、理科、生活　　イ　国語、社会、算数、理科、生活
　 ウ　総合的な学習の時間

③ ア　生活、国語、算数　　イ　生活、国語、算数
　 ウ　総合的な学習の時間

④ ア　生活、国語、算数　　イ　国語、社会、算数、理科、生活
　 ウ　外国語活動

kyosai-guild.jp

〔39〕　次の記述は、ある法令の一部である。法令の名称として最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 39 。

第四条　何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3　国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

① 障害者基本法
② 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
④ 発達障害者支援法施行令

kyosai-guild.jp

〔40〕　次の記述は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律　（令和３年６月改正）」の条文の一部である。空欄［　ア　］、［　イ　］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［40］。

第三条　公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

２　（省略）

３　各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、［　ア　］（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、［　イ　］）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

①　ア　六人　　イ　四人
②　ア　六人　　イ　三人
③　ア　八人　　イ　四人
④　ア　八人　　イ　三人

kyosai-guild.jp

〔41〕　次の記述は、「生徒指導提要（文部科学省　令和４年12月）」に示された「第13章　多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導　13.1　発達障害に関する理解と対応」の一部である。そこに示された内容として**適切ではないもの**を、次の①～④のうちから選びなさい。
解答番号は［41］。

① 学校生活における困難な状況の背景には、個人が抱える課題と教職員や周りの児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しています。指導や支援だけでなく、学級全体の全ての児童生徒への指導や支援から学級の中での個別的な指導や支援、そして、必要に応じて個別的な場での個別的な指導や支援を階層構造で考えます。

② 行動面については、注意や叱責だけでは改善は難しいという前提に立ち、適切な行動を増やしていくという視点を持つことが大切です。起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動の結果など前後関係を通して要因を分析し、対応を考えます。

③ 学習面に困難のある児童生徒への対応は、できていないことやうまく取り組めていないことを改善することが指導の目的となります。失敗経験を通して学ぶことも多くあり、失敗に負けない強い心を身に付けることも大切であるので、強みや得意なことがあっても考慮せず、特別な扱いを意識的に行って関わることが重要です。

④ 発達障害のある児童生徒の場合は、不安や悩みを身近な人に伝えて理解してもらうことや、課題解決のために援助を求めることが苦手なため、自己解決能力が育ちにくいところがあります。集団でうまく適応できていない児童生徒の中には、こうした課題を共通に抱えている場合も多いと思われます。児童生徒が抱えている悩みや課題を真摯に受け止め、いつでも相談できる人や場所を校内に確保することが求められます。

kyosai-guild.jp

〔42〕　次の記述は、「児童福祉法（令和５年６月改正）」の条文の一部である。

空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［42］。

第六条の三　この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一　（省略）

二　（省略）

②　この法律で、［ア］とは、［イ］に就学している児童であつて、その保護者が［ウ］等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な［エ］及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

①　ア　放課後児童健全育成事業　　イ　小学校　　ウ　労働　　エ　遊び

②　ア　放課後等デイサービス事業　　イ　小学校　　ウ　入院　　エ　学習

③　ア　放課後等デイサービス事業　　イ　小中学校　　ウ　労働　　エ　遊び

④　ア　放課後児童健全育成事業　　イ　小中学校　　ウ　入院　　エ　学習

kyosai-guild.jp

令和６年度実施　横浜市公立学校教員採用候補者選考試験
教科専門試験［特別支援学校］　　正答及び配点

解答番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正答	③	③	⑧	②	②	②	①	①	①	③
配点	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3
解答番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
正答	③	④	②	①	③	②	③	①	④	④
配点	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2
解答番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
正答	③	②	①	①	③	②	③	①		①
配点	3	3	3	3	3	2	2	3		3
解答番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
正答	③	②	②	①	①	④	④	①	①	②
配点	3	2	2	2	2	2	2	2	3	3
解答番号	41	42								
正答	③	①								
配点	2	2								

kyosai-guild.jp